

## ビジネスと人権指導原則の加速に関する報告書

2023/08/03

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会が報告書(A/HRC/53/24)を公表した。この報告書は、人権理事会決議17/4と44/15に従い理事会に提出されたもので、作業部会のロードマップ計画から得た結果に基づいている。報告書で作業部会は、国連の“保護、尊重、救済”のフレームワークを実施し、ビジネスと人権指導原則の実施を加速するための一連の行動を提案している。特に、ビジネス活動における政府の人権保護の義務、企業の人権尊重の責任を実際に果たす方法について理解する力と知識が関係者(政府・企業・人権保持者等)に欠如していることを取り上げている。また、ロードマップ計画で“より深くより良い国際協力と実施の支援”が求められていることに注目し、既存の能力構築措置を概観・評価し、報告書ではビジネスと人権に関する課題を進展させるための能力構築の努力と施策の方法について勧告を行っている。

## ビジネスと人権に関する作業部会 日本訪問に関する声明

2023/08/04

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会が日本訪問に関する声明を述べた。内容は以下のとおり。日本は、ビジネスと人権に関する国内行動計画をアジア太平洋で2番目に策定し、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインを公表している。ビジネスと人権指導原則に対する認識は大企業では高いが、中小企業と一般市民で認識を高めることが重要である。ビジネス界はバリューチェーン全体での人権デュー・デリジェンスの能力と理解を高める必要がある。深く根差した不公正なジェンダー・社会規範への対処も急務である。政府と企業に対し、多様性と包摂を促進する取り組みの採用、リスクにさらされている集団の権利の保護を求める。周縁化されたコミュニティに対する差別への地方政府の前向きな行動を歓迎する。訪問中、メディアと芸能界でのハラスメント・性的虐待、外国人技能実習生の取り扱い、福島第一原発での清掃・汚染除去作業等も検討した。

## 法の支配に関する高等弁務官の声明

2023/08/04

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が声明を述べた。内容は以下のとおり。司法は平和、公平で永続的な社会契約、持続可能な開発に不可欠であり、このことはSDGs目標16に反映されている。しかし、法の支配や司法制度の多くが能力の危機と国民の信頼の危機に直面し、多くの人々が司法に効果的にアクセスできず、深刻な不正な状況下で生活している。2019年には、2億5千万人が極度に不正な状況下にあり、法の有意義な保護を奪われ、45億人(世界人口の60%)が法が提供すべき社会的・経済的・政治的保護と機会から排除されていたという報告もある。法の支配は人権の効果的な促進・保護の中心要素であり、人権は法の支配と公共機関への信頼構築の中心にある。6月に新たに発出された事務総長の「法の支配のビジョン」には、法の支配と人権は相互に強化し合うだけでなく、法の支配が人々に奉仕し信頼を構築するには、人権と完全に合致したものでなければならないと述べられている。

## 人種差別撤廃委員会開催の予定

2023/08/04

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が8月7～31日に開催され、イタリア、クロアチア、ウルグアイ、ナミビア、セネガル、トルクメニスタンの審査が行われる。これら6か国を含む人種差別撤廃条約の締約国(現在182か国)は、条約の実施状況について、18名の独立の国際的専門家で構成される委員会から定期的に審査を受けなければならない。委員会は、すでに各国の報告書とNGO・国内人権機関からの情報を受理しており、6か国の代表と公開の対話で広範な問題を討議する予定である。全ての公開の会合は認定を受けた報道機関に公開され、ライブ中継される(UN Web TV)。

## 人権理事会諮問委員会開催の予定

2023/08/04

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 30 会期が 8 月 7～11 日に開催される。理事会のシンクタンクである諮問委員会は 18 名の独立の専門家で構成され、この会期では次の問題を討議する。①人権の促進・保護に関するニューロテクノロジーの影響・機会・課題(理事会決議 51/3)、②軍事分野における先進技術の人権への影響(理事会決議 51/22)、である。これらに関する報告書は理事会第 57 会期と第 60 会期にそれぞれ提出される予定である。また、今年 9 月の理事会第 54 会期で検討予定で、すでに理事会に提出された次の最終報告書に関する説明もなされる。①気候保護のための新技術が人権享受にもたらす影響(A/HRC/54/47)、②人種的正義・平等の向上(A/HRC/54/70)、である。さらに会期中は、人権理事会に提案する研究テーマ等も討議される予定である。

## 人種差別撤廃委員会第 110 会期開幕

2023/08/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 110 会期が開幕した。今会期で委員会は、イタリア、クロアチア、ウルグアイ、ナミビア、セネガル、トルクメニスタンの状況を検討する。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、人種的少数者に対する人種的憎悪発言・憎悪犯罪、周縁化、制度的人種主義、人種的プロファイリング、法執行当局による過度の力の行使の増加が示しているように、人権・平等・無差別への反動が多くの国で見られると述べた。そして、委員会が留意すべき 1 つ目の課題として、多くの地域の移住者の状況を挙げ、移住者の受け入れはしばしば不適切で、受け入れ自体がなく、彼らは人種差別・暴力・排斥・虐待の被害者であると述べた。また、2 つ目の課題として、気候の人種差別的な影響を挙げ、生活様式が環境と結びついている先住民族等の人々は気候変動から多くの影響を受けており、この問題に関する討議に参加する必要があると述べた。

## 世界先住民の国際デーに向けて

2023/08/08

### 国連人権高等弁務官事務所

8月9日の世界先住民国際デーに向けて、先住民族の権利に関する特別手続報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。人種主義、人種差別、ステレオタイプ、公的機関・民間団体からの財源・支援・関与の欠如は、先住民族の若者が彼らに関わる決定に有意義に参加するための永続的な課題である。気候変動に取り組み、グリーン移行を進める際には、先住民族の権利を含む基本的人権原則を支持・統合する、人権に基づく取り組みが不可欠である。気候変動や生物多様性損失と闘うために経済が持続可能な開発に移行する際に、社会的・環境的介入やセーフガードに取り組む“グリーン移行”プロジェクトにおいて、先住民族の若者は強い発言力をもつべきである。先住民族の若者、特に女性と少女は、社会の積極的な変化の担い手であり持続可能性の支持者である。彼らの科学的知識は、生態系を守り、気候変動と闘い、環境の正義と平等を確保する際に重要な役割をもつ。

## 制裁研究プラットフォーム

2023/08/09

### 国連人権高等弁務官事務所

一方的強制措置の人権への悪影響に関する特別報告者が、制裁研究に関するプラットフォーム(Sanctions Research Platform、<https://sanctionsplatform.ohchr.org>)を立ち上げた。このプラットフォームは、一方的制裁が人権に及ぼす影響に関わる資料・調査の包括的なオンラインのデータベースであり、世界の制裁データの収集・調査・分析のための独立した参照ツールとして役立つものである。プラットフォームはオープンであり、誰でも制約なくアクセス・利用できる。データベースは国連公用語 6 か国語で示されており、制裁に関わる様々なデータベースや資料へのリンクを一元化している。ユーザーはプラットフォームの支援・強化のために、出版物やマルチメディアファイルを含む関連文書を、このプラットフォームに直接、または E メール([hrc-sr-ucm-platform@un.org](mailto:hrc-sr-ucm-platform@un.org))を通じて提出することができる。



## 障がい者権利委員会開催の予定

2023/08/11

### 国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会が8月14日～9月8日に開催される。この会期では、マラウイ、アンドラ、モンゴル、オーストリア、イスラエル、モーリタニア、ドイツ、パラグアイの状況が審査される。これら8か国を含む障がい者権利条約の締約国(現在187か国)は、条約と前回の勧告の実施状況について、18名の独立の国際的な専門家から成る委員会から定期的に審査を受けなければならない。委員会はすでに各国の報告書とNGOからの情報を受理しており、公開の対話を通じて政府代表と様々な問題を討議する予定である。全ての公開の会合は認定を受けた報道機関に公開され、インターネット中継される(UN Web TV)。

## 障がい者権利委員会第 29 会期開幕

2023/08/14

### 国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会第 29 会期が開幕した。今会期では、アンドラ、オーストリア、ドイツ、イスラエル、マラウイ、モーリタニア、モンゴル、パラグアイの報告書が審査される。また、選択議定書に基づく個人通報の審理も行われ、さらに、危機的状況と人道的緊急事態における障がい者に関する一般的意見の作成作業も続けられる。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、前会期以降ソロモン諸島が条約を批准、カザフスタンが選択議定書を批准し、締約国数はそれぞれ 187 か国、105 か国になったと報告した。また、人権高等弁務官事務所・人権理事会・総会は障がい者の権利の強調・促進に取り組んでおり、“人権 75”の毎月のスポットライト・テーマでも取り上げていると述べた。

## 障がい者権利委員会 脱施設化を討議

2023/08/18

国連人権高等弁務官事務所

障がい者権利委員会は、「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」1周年を記念し、パネルディスカッションを行った。3つのパネルは、サービスの変換、補償、交差性と緊急時の脱施設化にそれぞれ焦点を置いた。委員長の発言は以下のとおり。「施設収容制度は解体され、この解体は、人の尊厳・癒し・包容の原則に基づく新たな制度の構築のために行われなければならない。施設を閉鎖するだけでは十分ではない。施設がもたらした危害が認識され、癒しが提供されなければならない。歴史的不正義を社会に伝え、施設収容による深い傷を癒すために、真相解明委員会の設置が必要である。我々が協力すれば、全ての障がい者の権利が維持され、コミュニティが真に障がい者を包容し、施設収容による傷痕が回復とエンパワメントの力に置き換わる世界を築くことができる。今年の1周年は終わりではなく、まさしく始まりである。」

世界人道デー

2023/08/18

国連人権高等弁務官事務所

世界人道デーに際し、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。20 年前、イラク・バグダッドのカナルホテルにあった国連本部が爆破され、我々は 22 名の同僚を失った。世界人道デーは、究極の犠牲を払った人々の無私と献身を思い起こさせる日である。昨日公表されたデータでは、2022 年に 444 名の支援活動家が暴力の犠牲となった。235 の攻撃が行われ、116 名が死亡、143 名が負傷、185 名が誘拐された。これは国際法の意図的な侵害であり、我々はこれを止めなければならない。そして、さらなる注意義務と説明責任が必要である。人道活動は義務ではなく、しばしば極めて危険な中で活動することを積極的に選択することである。今日、我々は年若くして亡くなった人々に敬意を表し、困難にもかかわらず活動を続ける人々と連帯する。あなた方は、我々の同僚への敬意を確保し、希望を回復し、尊厳を再構築する。

## 宗教・信条に基づく暴力行為の犠牲者を記念する国際デーに向けて

2023/08/18

国連人権高等弁務官事務所

8月22日の宗教・信条に基づく暴力行為の犠牲者を記念する国際デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。国連総会は、移住者・難民・庇護申請者・マイノリティなど、宗教や信条に基づき標的とされる人々が被る広範な侵害を非難し、2019年に8月22日を国際デーとした。すでに1981年には、宗教・信条に基づく不寛容・差別の撤廃に関する宣言が採択され、この宣言は、宗教・信条の自由を含む人権の無視・侵害をもたらす大きな苦悩を認めている。国際社会は、宗教・信条に基づく不寛容と差別は政府・企業・団体・集団・個人などあらゆる者が引き起こすと捉え、この不寛容と差別を迅速に撤廃・撲滅するために必要なあらゆる措置をとることを決意した。国際デーに際し、多面的・日常的な酷い暴力を可視化し、大きな決意を持った根本原因への迅速な対応を求めようではないか。

## 子どもの権利と環境に関する指針

2023/08/28

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が、子どもの権利と環境、特に気候変動に関する一般的意見 26 号を公表した。この一般的意見は、環境危害に対処し、子どもが情報・参加・正義へのアクセス等の権利を行使するための子どもの権利条約下での締約国の義務を規定するものである。また、環境保護への子どもの権利の適用、清潔・健康的・持続可能な環境への子どもの権利を明確にしている。さらに、締約国の義務として以下のものを挙げている。商業活動による環境破壊から子どもを守る義務、企業が子どもの権利を尊重するよう立法・規制・執行の枠組みを設ける義務、企業に対し子どもの権利と環境に関するデューデリジェンスの実施を求める義務、子どもの健康・成長へのさらなる危害を防止・修復する義務、子どもの正義へのアクセス方法を提供する義務である。加えて、発展途上国の子どもの権利への悪影響を回避するために、先進国が気候変動資金格差に対処すべき必要性も強調している。

## 東南アジアのオンライン詐欺に関する報告書

2023/08/29

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所が報告書を公表した。内容は以下のとおり。東南アジアでは多くの人々が犯罪組織によってオンライン犯罪に強制的に従事させられ、様々な人権侵害や虐待を受けている。彼らは被害者であって犯罪者ではない。オンライン詐欺を強制されている人々は、ミャンマーで少なくとも 12 万人、カンボジアで約 10 万人、ラオス・フィリピン・タイ等で少なくとも数万人いるという情報がある。毎年詐欺団体の収入は数十億ドルに達する。COVID-19 パンデミックにより多くの国でカジノが閉鎖され、その経営者らは利益の上がるオンラインに移動し、脆弱で無職の移住者が標的にされている。COVID により自宅で一層オンラインを利用するようになった人々が詐欺の標的にされ、詐欺のために利用されている。包括的な取り組みによってのみ、不処罰の悪循環を断ち切り、酷い虐待を受けた人々のための保護と正義を確保することができる。

## 強制失踪の被害者のための国際デーに向けて

2023/08/29

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪の被害者のための国際デー(8月30日)に向けて、国連と地域の人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。被害者が正義を求める権利を確保するには、真実を明らかにするためにあらゆる措置が取られる必要がある。正義へのアクセスと加害者の説明責任の確保は、国際法上の犯罪である強制失踪が許されないことの強力なメッセージとなる。被害者は正義を求める日々の闘いの中で、しばしば脅迫・威嚇・報復・偏見に直面する。こうした状況を終わらせるべきであり、経済的事情で正義を追求することができない被害者は、無料の法律扶助にアクセスできなければならない。全ての国は、強制失踪の全ての被害者のために正義を遅滞なく促進することを誓約し、強制失踪に関する国際的・地域的文書を批准するよう求める。正義へのアクセスは、被害者やその代表の真の有意義な参加を促進・尊重する具体的な措置を通して、実際に保障されなければならない。



## アフリカ系の人々のための国際デーに向けて

2023/08/30

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ系の人々のための国際デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。世界はこれまで以上に、平等と無差別の精神で揺るがぬ決意を持って団結し協力する人間性を必要としている。これには、国内・国際レベルのあらゆる形態の人種差別・不平等・階層化を撤廃する政治的意思が必要であり、国内・国家間の不平等を激減させ、植民地主義・アパルトヘイト・奴隷制・ジェノサイドの遺産を有効に解決しなければならない。アフリカ系の人々のための国際の10年(2015-2024)は、人種差別撤廃条約やダーバン宣言・行動計画とともに、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の撲滅に大きく貢献している。この勢いを持続させなければならない。国連総会に対して、構造的差別と過去の遺産に対処し、世界中のアフリカ系の人々のための理解・正義・発展の実現を目指す一層の行動を視野に入れ、第2次国際の10年(2025-2034)を検討するよう求めたい。

## 人種差別撤廃委員会 COVID-19 に関わる知的所有権放棄を求める

2023/08/31

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が、COVID-19 パンデミックに関わる保護・ワクチン・治療・医療技術について見解を示した。内容は以下のとおり。COVID-19 は今なお重大な公衆衛生問題であり、特にアフリカ系・アジア系・民族的少数者・ロマ・先住民族に破壊的な悪影響を与えている。WHO によれば、ワクチン 1 回以上接種率は世界人口の約 32%であるが、ガボン・ペルー・ニューギニア・ブルンジ・マダガスカル等の発展途上国では 1%未満である。こうした不平等は、現在グローバルノースの数カ国が保留するワクチン・治療・技術に関する知的所有権へのアクセスを共有することによって大きく緩和可能である。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) の放棄合意を頑なに拒否することは、人種差別撤廃条約と無差別保障の義務違反となる。グローバルノースの国々に対し、ワクチン・医薬品その他必要な設備・備品利用のための資源を貧困国に提供するよう求める。

## 人種差別撤廃委員会閉幕

2023/08/31

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 110 会期が閉幕した。今会期で委員会は、クロアチア、イタリア、ナミビア、セネガル、トルクメニスタン、ウルグアイの報告書の審査を行った。また、スロバキアに対する個人通報を審理したが、国内救済措置が尽くされていないため、受理不能と決定した。さらに、エストニア、デンマーク、カザフスタン、ルクセンブルクのフォローアップ報告書の検討も行った。加えて、早期警戒・緊急行動手続の下で、米国の大学におけるアフーマティブアクションに関する米国最高裁の判断に対する決定、COVID-19 ワクチンへの平等・無差別のアクセスの欠如に関する決定を採択した。人種差別と健康の権利に関する一般勧告の作成に向けた作業も行った。次の会期は 11 月 20 日～12 月 8 日に開催され、ボリビア、ブルガリア、ドイツ、モロッコ、南アフリカ、ベトナムの報告書の審査が行われる予定である。